

自主グループ研修・研究等助成事業

制定 平成24年7月28日

1 趣旨

栄養士会員の資質向上を図るために、自主グループの研修・研究等事業に対して助成金を交付する。

2 助成対象事業

- (1) 内容 ① 栄養士としての専門性を高めるための研修の開催並びに
効率的な栄養指導業務のための共同研究（以下「研修・研究事業」という）
- (2) 対象 ① 研修事業 1件（栄養士会員 20人以上）
共同研究 2件（栄養士会員等 5人以上）
② 栄養士会員は、申請時に会費納入済みの者
共同研究は、会員並びに他職種の参加を可とする。
- (3) 期間 毎年度6月1日～2月末日
- (4) その他 ① 研修事業はその成果を報告書にして提出する。
② 共同研究者は、栄養士研究発表会にその成果を発表し報告する。

3 助成額

毎年度、総額30万円を助成するものとし、1グループ当たりの助成額は次のとおりとする。

- 研修事業 10万円以内
- 共同研究 1件 10万円以内

4 助成対象経費

- (1) 報償費・・・講師に支払う謝金
- (2) 旅 費・・・講師の旅費及び共同研究者の旅費(研修参加者の旅費は対象とならない。)
- (3) 需用費・・・用紙代、資料コピー代、デモストレーション用調理材料費(全員調理実習の場合の材料費は個人負担とし、助成対象とはならない。)等
- (4) 役務費・・・講師依頼のための通信費、グループ員への連絡通信費等
- (5) 使用料及び賃借料・・・会場使用料等

5 交付申請

助成金を受けようとするグループは、毎年4月10日までに交付申請書(様式1)を栄養士会事務局へ提出する。

6 交付決定

栄養士会内に設置した「検討委員会(業務執行理事会)」において、次の事項について審査をし、理事会で決定のうえ、4月末日までに申請グループ代表者に通知する。

- (1) 内容が趣旨にそっているか
- (2) 同じグループに偏っていないか
- (3) 助成件数を超えて申請があった場合の優先順位の決定
- (4) その他

7 交付決定の取り消し

次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定を取り消すこととする。

- (1) 事業が期間内に完了しない場合
- (2) 助成金の交付決定後に不正が判明した場合
- (3) 申請者から取り消しの申し出があった場合

8 事業報告

事業が終了したら、2月末日までに事業報告書(様式2)を事務局へ提出する。

9 助成金の支払い

事業開始までに必要経費半額を、残りは事業終了後にグループの代表者の指定口座へ振り込む。

ただし、事業内容が所期の目的に達していない場合は、検討委員会で協議し、助成額の変更を行う場合がある。